

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
企画推進部（文化交流課）			
公金事務の委託について（その他） 公金事務を委託するときは、指定公金事務取扱者として指定し、委託契約の締結後に地方自治法第243条の2第2項に規定された事項を告示しなければならないとされている。 C D販売代金の収納を委託契約しているが、指定公金事務取扱者の指定及び告示を行っていなかった。適切な事務処理をされたい。 （地方自治法第243条の2）	地方自治法第243条の2の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定を令和8年1月8日付で行いました。また、地方自治法第243条の2第2項に規定された告示を令和8年1月23日に行いました。	令和8年4月15日	
企画推進部（デジタル戦略課）			
調定について（収入） 次の設備使用料について、収入が確定しているにもかかわらず、年度当初に調定していなかった。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ受け入れるべき金額として整理、確定するものである。当該年度の賃貸借料が確定した後は、遅滞なく調定するよう事務改善されたい。 ・移動通信用鉄塔施設伝送路使用料 ・ケーブルテレビ設備使用料 ・コミュニティFM中継局設備使用料 （地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条）	収入が確定した後は遅滞なく調定を行うよう課内に周知徹底しました。	令和8年4月15日	
指定納付受託者の指定について（その他） 地方自治法第231条の2の3では普通地方公共団体の長が指定するもの（指定納付受託者）は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができると規定されている。 とっとり施設予約サービスにおいてキャッシュレス決裁された施設使用料の納付については、決済代行事業者が使用料を市に入金していたが、指定納付受託者の指定がなされていなかった。 規定に従い適正な事務処理を徹底されたい。 （地方自治法第231条の2の3第1項・第2項、鳥取市会計規則第23条の2）	地方自治法第231条の2の3第1項に基づく指定納付受託者の指定を令和7年12月26日付で行いました。また、地方自治法第231条の2の3第2項に規定された告示を令和8年1月9日に行いました。	令和8年4月15日	

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
市立病院（総務課）			
随意契約について（契約） 医療機器購入について、指名競争入札で不落札となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約としていたが、予定価格を変更していた。同条第2項では、同条第1項第8号による随意契約とする場合は、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないとされている。 適正な事務処理を徹底されたい。 （地方自治法施行令第167条の2第2項）	今後同様の処置を行うことのないよう職員に周知徹底し、適切な事務処理を行っています。	令和8年4月15日	